

○与那原町議会基本条例

平成25年2月19日

条例第3号

改正 平成27年6月8日条例第14号

目次

前文

第1章 目的（第1条）

第2章 議会と議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 町民と議会の関係（第4条）

第4章 町長と議会の関係（第5条―第8条）

第5章 自由討議の拡大（第9条）

第6章 政務活動費（第10条）

第7章 議会・議会事務局の体制整備（第11条―第15条）

第8章 議員の身分・待遇、政治倫理（第16条・第17条）

第9章 最高規範性及び見直しの手続き（第18条―第21条）

附則

与那原町は、昭和24年（1949年）4月に旧大里村（現南城市）から分離・独立し、5月には町議会が開設された。先人たちの苦難の中から創造した与那原町は伝統と町民のまちを愛する誇りに支えられて、進取の気風に根差した自治の気概が存在する町である。

与那原町議会は町長と同様に町民から直接選挙で選ばれた与那原町を代表する機関である。

議会と町長は、ともに町民の信託を受けて活動し、議会は多数による合議制の機関として、また、町長は独任制の機関として、対等な代表機関として存在する。この二つの代表は互いに異なる特性を持ち、その特性を活かして競争し、協力する緊張関係に立つて与那原町として最良の意思決定を導くことが双方の役割と責務である。

議会は、その権能を発揮し、町民の代表機関として、町民の積極的な地域活動を尊重し、町の発展と町民福祉の向上のためにその使命を果たすべく、役割と責務は地方分権時代の今日ますます大きくなっている。

議会は、自治体事務の立案、決定、執行、評価において自由かつ達な議論を通して論点、争点を明らかにして広く町民に公開することが議会に課せられた使命である。

このような使命を達成するために本条例を制定する。我々は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法律」という。）が定める規定を遵守し、積極的な情報公開、政策活動

への町民参加の推進、町長等行政機関との持続的な緊張関係の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保について、この条例に独自の議会運営ルールを策定し、町民と歩む協働型議会を目指したいと思う。